

新型コロナウイルスにより生活にお困りの方へ

常設「無料電話相談」をご利用ください

長野県司法書士会では、新型コロナウイルスにより生活に困っている方々への支援として、当会が実施している常設の電話相談にて相談をお受けします。

世界各地で問題となっている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても収束の目処が立っていない状況です。この状況が長期化していることにより、感染防止の取組みによって経済活動が停滞し、それに伴い労働者・事業者に多大な影響を与えています。国は様々な支援策を実施していますが、資金が枯渇することにより、事業の継続や借入金の返済ができない状況も生じています。

経済的な不安や法的問題を抱えている県民の方々から、それぞれの悩みに応じて司法書士が電話で相談をお受けします。ご希望により身近な司法書士の紹介も可能ですので、お気軽にお電話ください。

◆ 長野県司法書士会常設電話相談

相談項目	相談例	電話番号	相談時間
消費者トラブル・ 少額トラブル	●カードローン等の借金の返済●裁判所からの突然の呼び出しなど	026-233- 4110	月～金曜日 正午～午後2時
登記手続	●土地建物の登記手続●会社や各種法人に関する登記手続など	026-232- 9110	
相続	●遺言●遺産分割●生前贈与●相続放棄●空家問題など	026-232- 6110	
労働トラブル	●解雇●賃金や退職金の未払いなど	026-232- 2110	水曜日 午後5時～午後7時
会社法務	●会社設立・解散●事業承継●雇用問題など		月曜日 正午～午後3時
借地借家	●貸家の明渡し●契約の更新●敷金の返還●家賃の増額や減額など		火曜日 正午～午後3時
夫婦・親子	●親権・扶養義務●離婚と住宅ローン●離婚による財産分与・養育費など		水曜日 正午～午後3時
成年後見	●高齢者・障がい者の財産管理●後見人等の選任手続きなど		木曜日 正午～午後3時
インターネット トラブル	●ネット通販でのトラブル●アダルトサイトの不当請求など		金曜日 正午～午後3時

◆問い合わせ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

当会は、生活に困っている方々のストレスケアにも配慮し、困りごと全般に耳を傾け、「身近なくらしの法律家」として市民の権利擁護に寄与します。